

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 相模原市（以下「発注者」という。）は、別添の清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）により業務を委託し、受注者はこれを受託した。

(受注者の責務)

第2条 受注者は、仕様書に基づき、善良なる業務実施者としての責任を持って業務の円滑な実施を図るものとする。

(経費の負担)

第3条 業務に要する機械・器具・材料（衛生材料を含む）等はすべて受注者の負担とする。
2 清掃業務に必要な電気・水道及びガスの費用は発注者の負担とする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(損害の賠償)

第6条 受注者は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者の責に帰する場合のほか、その与えた損害を賠償しなければならない。
(1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。
(2) 発注者の財産に損害を与えたとき。
(3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

(天災その他不可抗力による損害)

第7条 天災その他の不可抗力によって、業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる管理者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害額の全部または一部を受注者に請求することができる。

(検査検収)

第8条 受注者は、清掃業務実施後、仕様書に基づいた業務の成果に関する記録及び報告をし、発注者の確認を受けなければならない。
2 前項の結果、業務内容が仕様書に適合していないと発注者が認めた場合は、発注者はその業務の手直しを命ずることができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第9条 受注者の責に帰すべき事由により履行遅滞となったとき、受注者は、遅延日数に応じ未済部分の契約金額相当額に対し、年3.0%を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、この契約に基づく業務が契約の内容に適合していないと認められるとき（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対して契約不適合の修正等による履行の追完を請

求することができ、受注者は追完を行うものとする。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。
- 3 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 受注者は、第8条第1項の規定による検査が完了した後1年以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限り、第1項及び第3項に規定する責任その他の契約不適合責任を負う。ただし、検収又は再検収が完了した時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかった場合、当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合又は当該検収によって発注者が当該不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第3項の規定は、当該契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに本契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき又は本契約の履行を怠ったとき。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の履行について、不正行為をしたとき。

(2) 受注者が、本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし、ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第11条第1項各号又は第12条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべきものであるときは、発注者は第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 第11条第1項又は第12条第1項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額(既に履行部分がある場合は、契約金額から当該履行部分の委託料相当額を控除した額とする。)の100分の10に相当する額を、違約金として発注者の指定す

る期限内に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、本契約の継続が不可能となったとき。

(2) 前号のほか、発注者が本契約に違反し、その違反により受注者が明らかに不利益を被ると認められるとき。

2 前項の規定により、本契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する委託料相当額を支払うものとする。

3 第1項の規定により、本契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者にその損害の賠償を請求することができるものとする。この場合の損害賠償額は、発注者受注者の間で協議して定めるものとする。

(法令上の責任)

第16条 受注者は、業務にあたる従業員の雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(従事者の監督等)

第17条 受注者は、従事者の規律及び業務実施時間中の行為について、指揮監督の義務を負い、事故の発生防止に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また契約解除後も同様とする。

(環境関連法令の遵守等)

第19条 受注者は、この契約の実施において、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において、省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 受注者は、発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 受注者は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 受注者は、業務の実施において、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

2 受注者は、この業務委託の実施において薬剤等を使用する場合は、適正に使用するとともに、その選定にあたり環境への影響が最小限となるよう配慮しなければならない。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第21条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

第2章 相模原市公契約条例に関する特約

（総則）

- 第22条 この契約は、相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。）の適用を受けるものとする。

（台帳）

- 第23条 受注者は、公契約条例第8条第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。
- 2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

（対象労働者への周知）

- 第24条 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。
- (1) 対象労働者の範囲
 - (2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額
 - (3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先
 - (4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

（対象労働者からの申出に対する対応）

- 第25条 受注者は、対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働報酬の支払い）

- 第26条 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあって

はその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(労働者の継続雇用)

第27条 受注者は、この契約締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち、希望する者を雇用するよう配慮すること。

(立入調査等)

第28条 受注者は、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第29条 受注者は、公契約条例第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第23条から第26条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第30条 発注者は、第23条から第26条まで又は第28条若しくは第29条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第8条第9号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 受注者が、第29条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第32条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第3章 雑則

(契約の保証)

第32条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(疑義等の解決)

第33条 この契約書に記していない事項及びこの契約上疑義を生じた場合は、発注者受注者協議のうえ決定する。